

「脱法ドラッグ」に代わる呼称名の意見募集について

警察庁及び厚生労働省では、いわゆる「脱法ドラッグ」※について、乱用者が犯罪を犯したり、重大な交通死亡事故を引き起こしたりする事案が後を絶たない社会問題となっていることを受け、いわゆる「脱法ドラッグ」は危険な薬物であるという内容にふさわしい呼称名を募集します。

募集内容、募集方法及び意見募集期間は次のとおりです。

1 募集内容

「脱法ドラッグ」に代わる呼称名を募集します。なお、呼称の見直しを望まない方は、「脱法ドラッグ」という用語に対する御意見でも結構です。

※「脱法ドラッグ」とは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらいう。）又は指定薬物（薬事法第2条第14項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含みます。

2 新名称の要件

- 危険性の高い薬物であることが理解できること。
- 幅広い世代まで理解できること。
- 「ハーブ」という呼称名は特に危険性について誤解を与えることから、原則使用しないこと。
- 公序良俗に反しない表現であること。

3 募集方法

電子メール又は郵送（はがき）にて受け付けます。

電子メール	電子メール (ikenboshu-yakuju@npa.go.jp) ※電子メールで提出される際は、件名に「意見募集」と必ず御記入下さい
郵 送 (はがき)	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁薬物銃器対策課 意見募集担当 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課 意見募集担当

御意見のある方は、

ア 新呼称名（複数可）

イ 氏名（ふりがな）※法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名

ウ 連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）

を記載の上、日本語にて意見を提出して下さい（但し、氏名及び連絡先の記載は任意です）。

4 意見募集期間

平成26年 7 月 5 日（土）から

平成26年 7 月 18 日（金）までの間（消印有効、送信分まで）

5 注意事項

御意見の募集に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おき下さい。

- 電話による御意見は受け付けておりません。
- 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

6 問い合わせ先

警察庁薬物銃器対策課 03-3581-0141（内線3274）

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課 03-5253-1111（内線2781、2796）